

# まちなみ景観に寄与する表彰制度の実態と地域性に関する課題 — 都道府県及び県庁所在都市の表彰制度を対象として —

# ACTUAL CONDITIONS OF AWARD SYSTEMS CONTRIBUTING TO CITYSCAPE AND ISSUES RELATED TO THEIR REGIONAL CHARACTERISTICS — For award systems of prefectures and prefectural capitals —

辰巳詞音 — \* 1 井上 亮 — \* 2

Shion TATSUMI — \* 1 Ryo INOUE — \* 2

キーワード:

表彰制度, 都道府県, 県庁所在都市, 景観, 地域性

Keywords:

Award system, Prefectures, Prefectural capital, Landscape, Regional characteristics

The purpose of this paper is to explore the trends in the national award system and to identify the actual conditions and issues. We identified national trends in terms of establishment history, objectives and age. In addition, focusing on the regional characteristics of the award systems, we investigated the contents of the judging and the actual situations of public participation. As a result, we found that few systems are open to the community and few opportunities to be directly involved in the evaluation of works.

## 1. はじめに

戦後以降、多くの都市で自治体による優れた建築物を表彰する制度が設けられている。多くの表彰制度が、建築物単体の評価だけではなく、都市などの周辺環境と建築物との関係に重点を置いた一体的な景観を評価している。まちの発展を推し進める施策の一つとして表彰制度を設けていない地域のほうが珍しい程に表彰制度はまちなみ景観を創出する上で主流なものとなってきている。また、行政が定める他の景観施策に対して、表彰制度は比較的市民が参加しやすいことも特徴であり、官民一体となって地域のまちづくりへの関心の高まりや良好な景観の形成・保存・意識向上等の効果があったという報告が挙げられている<sup>注1)</sup>。昨今、全国各地で表彰制度におけるまちづくり・景観評価の一定の成果が見られていることに伴って、全国の表彰制度の実態と課題を明らかにし、更なる良好な都市景観形成に向けて検討する必要がある。

本研究に関する既往研究に以下の研究蓄積がある。表彰制度に関する個別事例の研究として、岡山市<sup>1)</sup>、岐阜市<sup>2)</sup>、旧平良市<sup>3)</sup>、埼玉県<sup>4)</sup>、北九州市<sup>5)</sup>などがあり、表彰制度がどのような状況になっているかその実態が把握されている。金沢市におけるまちなみ景観と建築物の調和に関する研究<sup>6)</sup>では、設計者側の意識に着目し、歴史的環境における受賞作品の調和について検討している。表彰制度の市民参加に関する研究<sup>7)</sup>では、岸和田市などの市民に対してアンケート調査を行い、市民参加の意識について検討している。一方で、全国を対象とした表彰制度の実態に関する研究<sup>8)</sup>では、複数の都市の自治体に関する表彰制度の動向について明らかにしているが、地域性に着目したより詳細な制度の実態を把握していない。これらの既往研究から、個別事例における表彰制度の実態や歴史的景観にお

ける調和、市民参加の意識などの知見が示されているものの、本研究で明らかにしようとする表彰制度の実態や地域性、またそこから見出される傾向や課題についての十分な考察がなされていない。そこで本研究では、戦後から現在に至るまでの全国の表彰制度の動向を探り、それぞれの地域性に見られる課題を抽出することで今後の表彰制度による都市景観づくりのための活用可能な資料として取りまとめることを目的とする<sup>注2)</sup>。

研究対象は、全国の都道府県及び県庁所在都市における自治体が主催するまちなみ景観に寄与する建築物及び活動等を表彰する制度とする<sup>注3)</sup>。まず、制度の概要として表彰制度の経緯や目的、開催状況、受賞実績について整理し、その上で地域への景観の意識に着目して、審査基準、審査方法、表彰制度の名称、市民参加の実態について明らかにする。そして全国の自治体が抱える課題と今後の展望について検討する。なお、過去の受賞作品に関する情報は主催団体の公式サイトや作品集を参照し、詳細不明な部分に関しては各自自治体へアンケート調査を行う。

## 2. 全国の表彰制度の概要

2020年8月～10月および2021年8月～9月に全国の都道府県及び都道府県庁所在都市に対してアンケート調査を実施した(表1、2)。まず研究対象を選定するために94の自治体に対して108件の事前アンケート調査を行うことにより<sup>注4)</sup>、過去に実施されていたものも含めて、建築及び景観に関する66の表彰制度を対象に絞り込んだ。なお、建築物のみを評価する制度で景観に寄与しないものは対象外としている。その後、詳細な制度の内容を調査するため、該当する自治体へアンケート調査を行った。66通送り、64通の回答を得た(回

\*1 元 島根大学大学院自然科学研究科博士前期課程 大学院生・修士(工学)  
(〒690-8504 島根県松江市西川津町1060)

\*2 島根大学学術研究院環境システム科学系建築デザイン学コース  
助教・博士(工学)

\*1 Former Graduate Student, Graduate School of Natural Science and Technology, Shimane Univ., M.Eng.

\*2 Assist. Prof., Institute of Environmental Systems Science, Academic Assembly, Shimane Univ., Dr.Eng.

表1 全国の表彰制度の概要

都府県	No.	名称	表彰名	設立された経緯・目的	開催期間	開催回	審査員の職種										審査方法									
							建築士	都市計	大学	職	芸術文化	マスコミ	高専	公共施設	市民	自治団体	他	審査基準*	現地視察	公開審査	市民投票					
北海道	1	北海道建築賞	改称	景観形成・保全・意識の向上	S63-H2	毎年	3	●	●									不明	○	不明	×					
					H3-現在	毎年	29													2/9	○	×	×			
札幌市	2	札幌都市景観賞	改称	その他	S58-H21	隔年	14	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1/2/9	○	○	○					
					H20-R1	毎年	12													1/2/7	×	×	×			
青森県	3	ふるさとあまもり景観賞		伝統的まちなみの保全 豊かな自然の保全 景観法の制定	H20-R1	毎年	14	●	●	●	●	●	●	●	●	●										
青森市	4	青森市景観賞		景観形成・保全・意識の向上	H13-H17	毎年	5	●	●	●	●	●	●	●	●	●		不明	×	×	×					
盛岡市	5	盛岡市都市景観賞		景観形成・保全・意識の向上	S59-現在	毎年	36	●	●	●	●	●	●	●	●	●		1/2/4/5/6/7	○	×	×					
仙台市	6	仙台市都市景観賞		伝統的まちなみの保全	H1-H19	任意	10	●	●	●	●	●	●	●	●	●		1/2/3/6/7	○	×	×					
秋田市	7	市民が選ぶ都市景観賞		独自の条例・計画の策定	S57-現在	任意	20	●	●	●	●	●	●	●	●	●		1/2	×	○	○					
山形市	8	山形市まちなみデザイン賞		その他	H8-H17	1-2年	6	●	●	●	●	●	●	●	●	●		1/2	○	×	○					
福島県	9	福島県建築文化賞		景観形成・保全・意識の向上	S57-現在	毎年	36	●	●	●	●	●	●	●	●	●		1/2/3	○	○	×					
茨城県	10	うるおいのあるまちづくり顕彰事業 チャレンジいばらきまちづくり表彰	改称	景観形成・保全・意識の向上	S62-H29	毎年	31	●	●	●	●	●	●	●	●	●		1/2/3/6/7/9	×	×	×					
					R1-現在	毎年	2													1/2/3/6/7/9	×	×	×			
栃木県	11	栃木県マロニエ建築賞 栃木県マロニエ建築賞・景観賞 栃木県マロニエ建築賞	改称	景観形成・保全・意識の向上	H1-H15	毎年	15			●	●	●	●	●	●	●		1/2/3	○	×	×					
					H16-H23	毎年	8														1/2/3	○	×	×		
					H24-現在	毎年	8															1/2/3	○	×	×	
宇都宮市	12	宇都宮市まちなみ景観賞		景観形成・保全・意識の向上	H4-現在	隔年	19	●	●	●	●	●	●	●	●	●		1/2/8/9	○	×	×					
前橋市	13	まえばし都市景観賞 景観資産発祥制度	改称	独自の条例・計画の策定	H6-H16	原則隔年	6	●	●	●	●	●	●	●	●	●		1/2/3/9	○	×	×					
					R1-現在	毎年	1														1/6	×	×	×		
埼玉県	14	彩の国景観賞		景観形成・保全・意識の向上	S62-H22	毎年	24	●	●	●	●	●	●	●	●	●		2/5/7/9	○	×	×					
さいたま市	15	さいたま市景観表彰		景観形成・保全・意識の向上	H13-H22	毎年	10	●	●	●	●	●	●	●	●	●		1/9	○	×	×					
千葉県	16	千葉県建築文化賞	改称	景観形成・保全・意識の向上	H6-現在	毎年	27	●	●	●	●	●	●	●	●	●		2/9	○	×	×					
					S63-H21	毎年	22														1/2/4/6/7/9	○	×	×		
千葉市	17	千葉市優秀建築賞 千葉市都市文化賞	改称	独自の条例・計画の策定	H23-現在	毎年	9	●	●	●	●	●	●	●	●	●		1/2/4/5/6/7/9	○	×	×					
					H9	—	1														1/2/4/6/7/9	○	×	×		
新宿区	18	第1回新宿区景観まちづくり賞 2000年新宿区景観まちづくり賞 新宿区景観まちづくり表彰	改称	独自の条例・計画の策定	H12	—	1	●	●	●	●	●	●	●	●	●		1/2/4/6/7/9	○	×	×					
					H30	—	1														1/2/4/6/7/9	○	×	×		
					H90	—	1															1/2/4/6/7/9	○	×	×	
神奈川県	19	神奈川県建築コンクール		戦災、震災等による歴史的背景	S31-現在	毎年	63	●	●	●	●	●	●	●	●		9	○	×	×						
横浜市	20	横浜まちなみ景観賞 横浜・人・まち・デザイン賞	改称	景観形成・保全・意識の向上	S60-H9	隔年	7	●	●	●	●	●	●	●	●	●		1/2	○	×	×					
					H12-現在	隔年	9														1/2	○	×	×		
新潟市	21	新潟市都市景観賞		景観形成・保全・意識の向上	H7-H17	3年	4										不明	×	不明	×						
富山県	22	うるおい・環境とよま賞		伝統的まちなみの保全 豊かな自然文化の保全	S62-現在	毎年	32	●	●	●	●	●	●	●	●	●		1/2/6	○	×	×					
富山市	23	とやま市都市景観建築賞		景観形成・保全・意識の向上	S63-H14	毎年	15	●	●	●	●	●	●	●	●	●		不明	不明	不明	不明					
石川県	24	いしかわ景観賞		独自の条例・計画の策定	H6-現在	毎年	26	●	●	●	●	●	●	●	●	●		2/9	○	×	×					
福井県	25	福井市都市景観賞 福井市景観賞	改称	景観形成・保全・意識の向上	H1-H20	隔年	8	●	●	●	●	●	●	●	●	●		1/2/3/4/5/6/7	○	×	×					
					H21-H28	毎年	20															1/2/3/4/5/6/7	○	×	×	
					H2-現在	毎年	30															2/9	○	×	×	
山梨県	26	山梨県建築文化賞		都市化に伴う景観保全	S63-H3	毎年	4	●	●	●	●	●	●	●	●		不明	○	○	×						
長野市	27	長野市景観賞 長野市景観賞	改称	景観形成・保全・意識の向上	H4-現在	毎年	28	●	●	●	●	●	●	●	●	●		1/2/4/5/6/9	○	×	×					
					S63-H19	毎年	20															1/2/5/6	○	×	×	
静岡県	28	静岡県景観賞 静岡県景観賞	改称	景観形成・保全・意識の向上	H20-現在	毎年	12	●	●	●	●	●	●	●	●	●		1/2/5/6	○	×	×					
					H4-H14	毎年	8															1/2/7	○	不明	×	
静岡市	29	清水のまちかどデザイン賞 清水市都市景観賞 美しい清水・景観賞 静岡市まちかどコレクション	改称	景観形成・保全・意識の向上	H4	—	1	●	●	●	●	●	●	●	●	●		不明	不明	不明	不明					
					H12	—	1														不明	不明	不明	不明		
					H14	—	1															不明	不明	不明	不明	
					H26-現在	隔年	3															1/2/6/7	○	×	×	
愛知県	30	愛知まちなみ建築賞		景観形成・保全・意識の向上	H5-現在	毎年	27	●	●	●	●	●	●	●	●		1/2/5	×	×	×						
名古屋市	31	都市美観優秀建築賞 名古屋都市景観賞 名古屋まちなみデザインセレクション(まちなみデザイン賞) 名古屋まちなみデザインセレクション(まちなみデザイン賞)	改称	景観形成・保全・意識の向上	S57/S58	—	2												1/2/4/5/7/8	○	×	×				
					S59-H21	—	23															1/2/4/5/6/8	○	○	×	
					H24-H26	隔年	2																1/2/4/5/6/8	○	×	×
					H28-現在	隔年	3																1/2/4/5/6/8	○	×	×
大阪府	32	大阪都市景観建築賞(愛称:大阪まちなみ賞)	改称	その他	S56-現在	毎年	39	●	●	●	●	●	●	●	●	●		2/4/6/9	○	×	×					
					H23-現在	毎年	9															1/6	×	×	×	
兵庫県	34	まじろの建築賞 まじろの建築賞 さわやか街づくり賞 人形守屋のまちづくり賞	改称	戦災、震災等による歴史的背景	S59-H2	毎年	7	●	●	●	●	●	●	●	●	●		不明	不明	不明	不明					
					S60/S63	不明	2														不明	不明	不明	不明		
					H3-H10	毎年	7																不明	不明	不明	不明
					H11-現在	毎年	22																	1/2/3/4/5/6/7/8/9	○	×
神戸市	35	神戸市建築文化賞 神戸景観ポイント賞 神戸市都市デザイン賞	改称	その他	S48-H16	3-4年	9	●	●	●	●	●	●	●	●	●		不明	×	不明	×					
					S61-H21	毎年	22															不明	×	不明	×	
奈良県	36	奈良市建築文化賞 和歌山県ふるさと建築賞	改称	景観形成・保全・意識の向上	S63-H16	毎年	17	●	●	●	●	●	●	●	●	●		不明	×	×	×					
					S60-H13	毎年	17															不明	○	×	×	
和歌山県	37	和歌山県ふるさと建築賞	改称	景観形成・保全・意識の向上	H15/H16/H18	1-2年	3	●	●	●	●	●	●	●	●	●		不明	○	×	×					
					H8/H17	1-2年	2															1/2	不明	不明	×	
鳥取県	38	鳥取県建築物100選 鳥取県建築物100選	改称	景観形成・保全・意識の向上	H5-現在	毎年	27	●	●	●	●	●	●	●	●	●		—+2	○	×	×					
					S47-H7	毎年	23																不明	不明	×	×
岡山市	41	岡山市まちなみ景観賞 岡山市景観まちづくり賞 岡山市景観まちづくり賞	改称	戦災、震災等による歴史的背景 景観形成・保全・意識の向上	H8-H19	毎年	12	●	●	●	●	●	●	●	●	●		不明	○	不明	×					
					H21-現在	毎年	11																1/2/4/5/6/7	○	×	×
					H22-現在	毎年	10																3/9	○	×	×
広島県	42	ひろしま住まいづくりコンクール 広島市優秀住宅地帯表彰 広島市優秀住宅地帯表彰 広島市優秀住宅地帯表彰 ひろしま街づくりデザイン賞	改称	その他	H12-現在	毎年	16	●	●	●	●	●	●	●	●	●		1/2/4/5/6	○	×	×					
					不明	不明	不明														不明	不明	不明	不明		
					不明	不明	不明															不明	不明	不明	不明	
					不明	不明	不明																不明	不明	不明	不明
山口県	43	山口市景観賞「景観優良建築物表彰・景観優良広告物表彰」																								

表2 アンケート調査の概要と質問内容

	■事前アンケート	■本アンケート	■本アンケート (追加)
対象範囲	都道府県及び県庁所在地都市が主催する建築・景観に関する表彰制度		
送付数	94自治体 (108件)	63自治体 (66件)	59自治体 (61件)
配布方法	メールアドレス、FAX、フォーラム	メールアドレス、FAX、郵送	メールアドレス
回収方法	メールアドレス、FAX、電話	メールアドレス、FAX、郵送	メールアドレス
回答期間	2020年8月5日～2020年8月19日	2020年8月31日～2020年10月9日	2021年8月30日～2021年9月13日
回収率	94自治体 (108件) = 100%	61自治体 (64件) = 97.0%	59自治体 (61件) = 100%
該当数	66件	61件	61件
質問形式	記述式	選択・記述式	選択・記述式
質問内容	表彰制度の有無 表彰制度の名称 改名の有無	表彰制度設立の経緯・目的 開催期間・間隔・回数 名称の由来・改名の経緯 応募要件 総受賞作品・応募総数 部門名・過去受賞作品の分類 市民参加・公開方法 審査基準・審査員・審査方法 制度の効果・課題・今後の検討	市民投票の概要 公開審査の概要 地域へのアンケートの有無 表彰銘板のデザイン由来 実物件の審査見学の概要 緑化の目的と評価項目

答率: 97.0%)。詳細に扱っていくうちに3件は自治体ではなく、正確には建築士会等の委員会が主催としていたため対象外とし、本研究の調査目的に合致する表彰制度は改めて61件となった。そして、再度2021年9月に61件に対して追加のアンケート調査を行なった。

### 2.1 表彰制度設立の経緯・目的 (表1)

最初期に表彰制度を導入したのは神奈川県「神奈川県建築コンクール」であり、昭和28年に復興建築促進策として開始した建築コンクールを前身としている。歴史の長い表彰制度は、その設立経緯に戦災復興や自然災害という歴史的背景がある【3/61件】。また、伝統的なまちなみが残る地域 (仙台市都市景観賞など) 【4/61件】や、自然豊かな地域 (高知県木の文化賞など) に関しては、歴史や自然文化を保全していくために設立に至った制度も見受けられた【3/61件】。最多は、戦後の都市美造成に向けて設立した表彰制度を筆頭に全国の広まりに便乗して良好な景観形成や保存、景観意識の向上を図り、まちづくりに対する理解と協力を推進するといった経緯だった (くまもと景観賞など) 【33/61件】。次に多かったのは、各地域による独自の条例や計画の策定に伴って設立されたもので (いしかわ景観大賞など) 【11/61件】、平成16年の全国的な景観法施行を機に設立に至った表彰制度も少なからず認められた (ふるさとあおもり景観賞など) 【3/61件】。

### 2.2 全国の表彰制度の開催履歴 (図1、表1)

神奈川県に次いで歴史の深い表彰制度は岡山市「岡山市優秀建築物表彰(S47-)」であり、その翌年に神戸市「神戸市建築文化賞(S48-)」が全国に先駆けて開催している。昭和31年に第1回目の開催に踏み切った神奈川県は現在までに63回と開催回数も最多であり、次に岡山市が46回、大阪府「大阪都市景観建築賞 (S56-)」が39回の実施数となっている。原則毎年開催している表彰制度は40件であるが、毎年開催ができていない地域は、開催間隔を延長することで準備期間や応募物件数を確保することを理由としている。また、新築・新設のみを対象としている表彰制度は毎年開催の場合、その数にも限りがあり、表彰制度設立当初から次第に開催間隔が広がっている傾向にある。そのため、3番目の歴史を誇る神戸市の表彰制度は現在の「神戸市都市デザイン賞」の前身となる「神戸景観ポイント賞」及び「神戸市建築文化賞」の統合を機に開催間隔の規定を無くしたことにより、昭和56年から現在まで毎年開催している大阪府よりも

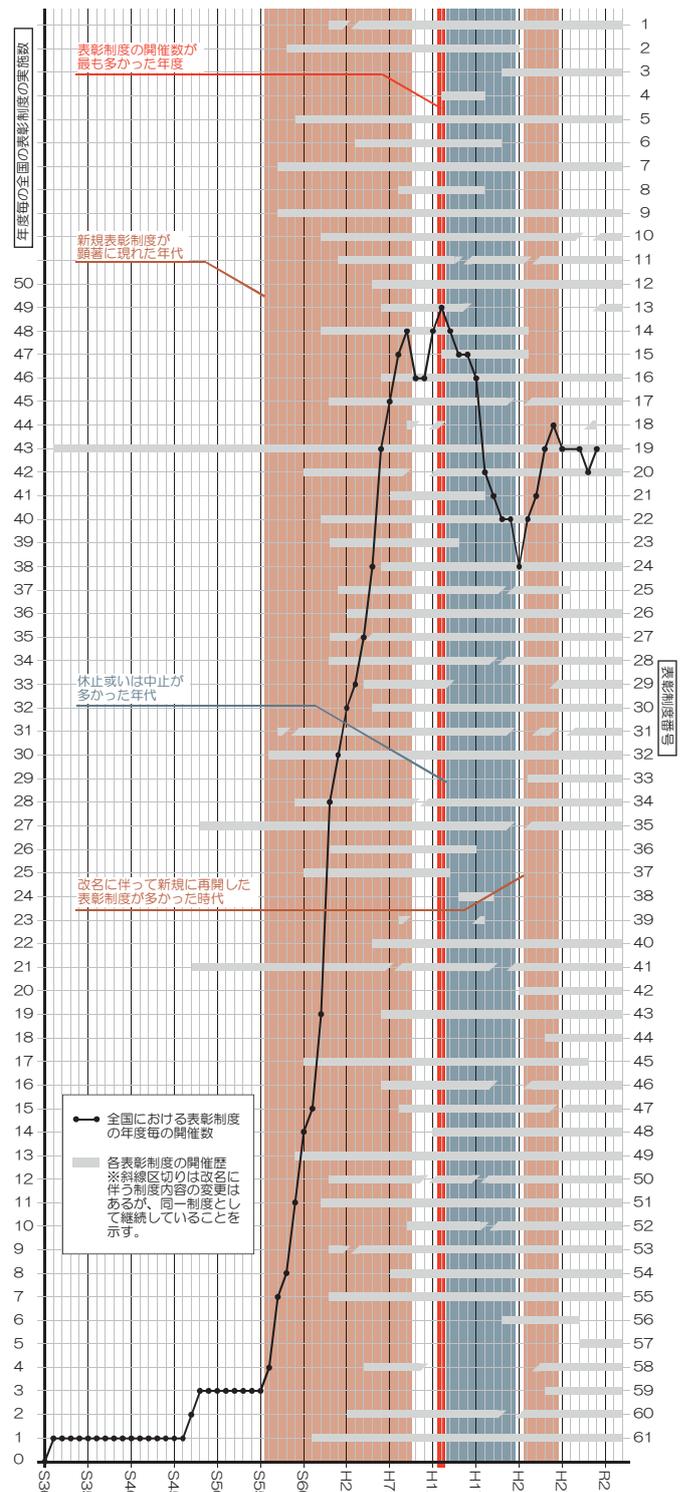


図1 全国の表彰制度における傾向

表3 表彰制度における受賞実績

受賞割合	該当数	代表例 (平均受賞数/平均応募数)
50%以上	1	美しい宮崎づくり知事賞 (4.26/7.00)
30%~50%未満	5	山口市景観賞 (3.00/6.50) チャレンジいばらきまちづくり表彰 (3.50/9.00)
10%~30%未満	11	ふるさと青森景観賞 (5.33/26.67)
10%未満	24	新潟市都市景観賞 (11.25/535.25) 福岡市都市景観賞 (7.68/458.39) 大阪都市景観建築賞 (7.87/794.59)
合計	61	

・応募数不明により受賞実績を割り出すことが出来なかった表彰制度は19件。前橋市は改名後の「景観資産登録制度」で応募数だけでなく他の要因でも作品候補を決めているため除く。

開催回数が少ない結果となっている。今後、このような理由により応募数の獲得の課題に直面している表彰制度を中心に全国的に隔年開催が主流になってくる可能性が考えられる。

また現在は、休止あるいは中止状態の表彰制度が13件ある。設立当初の目的に従って一定の成果が見られたものや、より広い範囲で大規模に実施している類似制度の存在によりその必要性が薄くなったことが原因である。一方で、開催予定年度に開催できなかった地域もある。制度内容の見直しや所管部署の移管、市の合併など理由は様々であるが、大震災による歴史的背景が影響したのは、兵庫県「人間サイズのまちづくり賞（現在）」（阪神・淡路大震災：H7）、福島県「福島県建築文化賞」及び神奈川県（東日本大震災：H23）、熊本県「くまもとアートポリス推進賞」「くまもと景観賞」（熊本地震：H28）である。

### 2.3 全国の表彰制度の名称と開催傾向

全61件中54件が現在の名称に地名を入れている（表1）。近年、市民の景観に対する意識が高まるにつれて、地名を漢字から平仮名表記に改名した表彰制度はその理由に親しみやすさを込めているとしている。また、景観を形成するものは建築物だけではないという観点から審査対象を広げ、多様な審査員を迎えて選考するようになった。これを契機に制度内容を改めるとともに名称を改名する制度も多く、これまで23件が名称改名に至っている。

全国の表彰制度の傾向を分析すると、平成初頭に新規に開設した表彰制度が急激に増加している（図1）。開催ピークは平成13年であり、その年に49の表彰制度が各地で開催された。しかし、その後平成4年から22年にかけて開催数が減少する。一定数こなしたことにより、効果や必要性が感じられなかった表彰制度は中止し、一方で、制度内容の改善に伴う旧制度から新制度への移行などの休止や改名がこの時期に重なったことが原因と考えられる。平成末頃には、事業見直しに伴って活動を休止していた表彰制度が名称を新たに再開し始めたため、近年は42、3件を維持して一定している<sup>注5)</sup>。

### 2.4 受賞実績（表3）

総受賞数に関しては、兵庫県が667件、大阪府が307件、福島県が296件と最多であるが、1回の平均受賞数が多いのは大分市「大分きれい100選」が100作品、鳥取県「県民の建物100選」が約48作品、兵庫県が約20作品である。しかし大分市と鳥取県に関しては、制度設立当初に表彰数を100点まで決めており、短期間で多数を表彰したことが要因となっている。さらに、年度毎における応募数に対する受賞割合を分析すると、宮崎県「宮崎市景観賞」が60.7%と過半数を示し、次に山口市「山口市景観賞」が46.2%、茨城県「チャレンジいばらきまちづくり賞」が38.9%を示した。これら3件だけでなく、受賞割合が高い表彰制度は平均受賞数が多いのではなく、応募数が著しく少ない傾向にある<sup>注6)</sup>。逆に、受賞割合が著しく低いのは、大阪府「大阪都市景観建築賞」が1.0%、福岡市「福岡市都市景観賞」が1.7%、新潟市「新潟市都市景観賞」が2.1%である。これらも平均受賞数というよりは、応募数が他と比較して圧倒的に多く、それだけ地域への表彰制度の浸透率が高いことが推察できる。大阪府では、「大阪都市景観建築賞」という正式名称とは別に「大阪まちなみ賞」という愛称も存在するため、市民から親しまれ、景観に対する関心も高いことがうかがえる。

表4 審査基準と地域性

	内容	該当数	割合
審査基準	景観上重要な役割を果たしているか	34	55.7
	地域の景観に調和した建築物であるか	46	75.4
	地域素材を取り入れているか	10	16.4
	市民からの意見を反映しているか	5	8.2
	屋外緑化が施されているか	14	23.0
	景観法、その他の規制に基づいているか	17	27.9
	適正な維持管理がなされているか	25	41.0
	屋外工作物（広告物やモニュメントなど）において修景に配慮がなされているか	18	29.5
	その他	20	32.8
	不明	7	11.5
表彰対象	建築物	61	100
	建築物以外の作品	47	77.0
	活動・行事・人等	35	57.4

表5 審査員の職種

	審査員の職種	該当数	割合
建築・景観の専門家	建築・建設関係者	45	73.8
	都市計画関係者	22	36.1
	大学関係者	47	77.0
	学校関係者	5	8.2
	芸術家・文化人	28	45.9
	マスコミ関係者	13	21.3
	商工・産業関係者	23	37.7
	公共施設関係者	0	0
	一般市民	16	26.2
	自治体職員	23	37.7
他分野の専門家	その他	32	52.5
	不明・非公開	3	4.9

## 3. 表彰制度における地域性

表彰制度は地域の景観を保全し、魅力あるまちなみの創出を目指すことを基本としている。前述した制度の設立経緯や目的もその地域の歴史的背景が少なからず関係しており、平成初頭に全国各地の多くの自治体が独自の景観条例を策定したことも相まって、特徴ある各地域の景観への意識も高まっている<sup>9)</sup>。まちなみ景観形成の取り組みの一つである表彰制度も、同時期に急激に増加しており（図1）、その制度内容に地域性が現れると考える。

### 3.1 審査基準（表4）

表彰制度は、景観上重要な役割を果たしているかを軸に、それぞれが目指すまちづくりに則したものとなっている。その中で、地域の景観に配慮した作品を評価することは重要な要素となっている。その証拠に、61の表彰制度の内7割以上が「地域の景観に調和した建築物であるか」を評価基準の一つとしている。また、地域性が現れやすい要因として市民が作品にどれ程関与しているかということも重要であると考え、「市民の意見を取り入れた作品・活動を評価基準に取り入れている制度」は5件のみであり、市民が誇れる作品であるかどうかを評価している制度は少ないことがわかった。

表彰制度の地域性はそれぞれの受賞作品にも現れている。全国の受賞対象を建築物、建築物以外の作品、活動・行事・人の3つに大別した時、61件中35件が活動・行事・人を評価している。近年はこうした建築物単体の評価だけでなく、地域住民による景観形成・保全の取り組みを表彰することで、部門枠・受賞枠を広げ、まちづくりの関心を高めようとする傾向が全国に現れている。

### 3.2 審査方法

景観法やその他の規制の改正による審査対象の拡大に伴い、芸術・文化関係者やマスコミ関係者、商工・産業関係者、一般市民といった建築や景観に関する専門分野以外の多様な職種の方が審査員に加わっている（表5）。

全ての応募作品ではないが、審査員たちが直接現地に訪れて作品を見学する機会を設けている表彰制度は61件中46件であり<sup>注7)</sup>、7割以上が現地での詳細な情報をもとに多角的な意見を取り入れられるよう配慮している傾向が見られる（表1）。現地審査を実施する利点として最も多かった意見は、書類内容だけでは把握できない部分まで詳細に評価できる点にあるとしている（図2）。また、審査員や作品関係者間の日程調整や審査に時間がかかる等の業務の負担が増えることが欠点であり、遠方の場合には予算もかかるといった意見があった。その他に厳密な評価ができる代わりに、天候に左右されたり、災害等が起きた際に現地視察自体を実施することが困難になり、

例年の評価体制に沿うことができなかつたり等の欠点が多い。一方で現地視察を実施しない利点と欠点は真逆なものとなった。本研究対象の表彰制度は主にまちなみ景観を評価するものとしているが、外観評価だけでなく建物内部にまで立ち入って見学する制度が46件中24件存在する。また視察の際に、建築主や設計者と一緒に同伴して説明を受けながら見学する制度は46件中24件であった。建物内部に関する見学審査および設計者等の同伴の両方を満たすものは19件あり、これらは詳細な情報をもとに評価できているといえる。

しかし、表彰制度の透明性を高めるための方法として公開審査を設けることができるが、審査を公開している表彰制度は全体のわずか5件である(表1)。過去に公開していた制度も2件確認できたが、改名に伴って現在は非公開としている。非公開としている自治体は、ほとんどが審査の公平性を保つため、あるいは個人宅等の個人情報の漏洩防止のためと回答している。このように、表彰制度の性質によっては公開審査を設けることが難しい実態があり、市民が審査風景を把握できるような地域に開かれた表彰制度は少ない。

### 3.3 市民参加の実態

地域の景観に配慮したまちづくりを実施していく上で、今後市民参加は重要な取り組みの一つとなってくる。自治体が実施している景観形成の取り組みのなかでも、表彰制度の投票やアンケートは気軽に参加がしやすいものといえる。そこで、表彰制度の中に市民参加を取り入れている自治体に対して、アンケート調査を行う。推薦・応募時の参加と選考過程時の参加で大きく異なるが、本研究では選考過程の時点での参加が市民参加として位置づけられる。

作品応募による表彰制度への市民参加は、61件中50件であったが、それ以外の項目における参加が著しく少ない(図3)。公開審査や表彰式を傍聴することは市民の景観意識への関心を高め、市民自らが作品を評価し、制度の運営方法やまちなみ景観に関して意見や感想を求めることは地域一体となって築き上げていく街づくりの目指すべき形だろう。しかし、自治体へのアンケート調査の結果からはそれが実現できている制度は多いとはいえない。市民投票を導入している9件の表彰制度の選考過程は2つのタイプに大別できる(図4)。審査の途中段階に組み込むタイプ(6件)と審査員による本選考とは別に市民賞なる別枠を設けるタイプ(3件)である。市民の投票が著しく少なかった場合、前者のタイプの方が選考上の問題は無いといえるが、後者のタイプは市民の評価が直に結果に現れる点で魅力的である。特に事例5に関しては、一次選考前の段階から市民投票を実施するため、その結果は100%市民の評価が反映されることになる。いずれのタイプにしても、人が多く集まる役所や駅等を利用して市民投票を行うことは、少なからず応募数の獲得の一助にも繋がっていると考える。

### 3.4 表彰制度に対する市民からの意見(図5)

表彰制度の取り組みが、実際にどの程度効果があったのかについて市民に意見を求めることは重要である。しかしながら結果として、61件の内実際に具体的な効果検証の取り組みを自治体独自で実施しているのは、アンケート調査や統計調査などの7件のみであった。一方で、地域の景観・まちづくりへの関心の高まり等の効果があったという報告は、報告書や作品集等で記述されているが、具体的な表彰制度の効果検証の取り組みについては行なっておらず、主観的な印象にとどまっている現状が明らかになった。

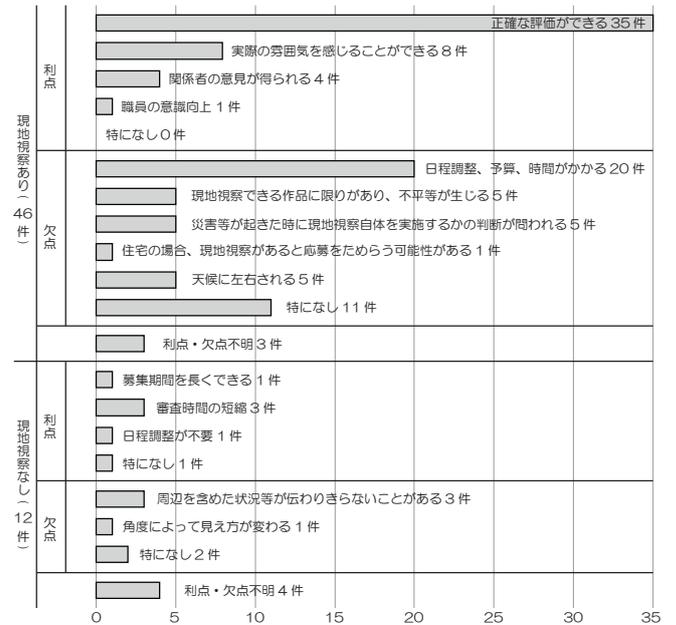


図2 現地視察の有無と利点・欠点

・現地視察の有無自体が不明と回答している制度が2件。非公開が1件。



図3 市民参加の方法

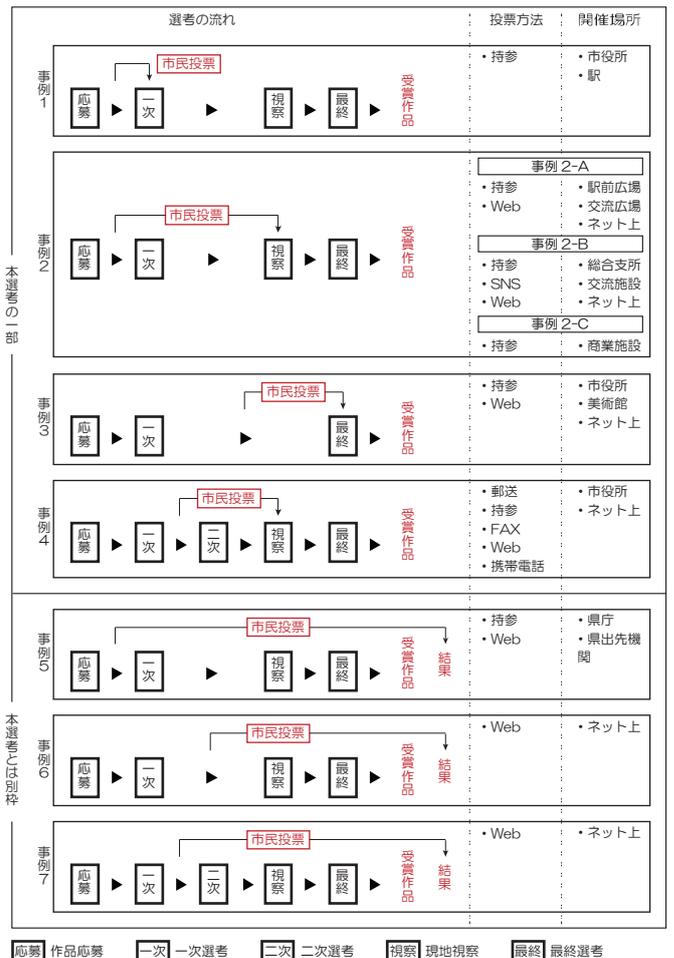


図4 市民投票を導入している表彰制度の選考の流れ



図 5 表彰制度の効果検証の取り組み

表 6 表彰制度の課題と具体的な検討例

表彰制度の課題	該当数	割合	具体的な検討内容例
応募数の維持	37	60.7%	・応募者に商品券の贈呈 ・建築年数制限の拡大及び撤廃といった応募要件の緩和 ・早期段階での積極的な広報活動 ・開催間隔を広げ、十分な準備期間の確保
審査員の選定	7	11.5%	—
運営資金の確保	14	23.0%	・他団体からの協賛 ・受賞作品を活用したイベント等の開催
受賞作品の維持管理促進	13	21.3%	・補助金制度の導入 ・募集要綱に継続的維持管理の必要性を明文化
地域における受賞件数の偏り	2	3.3%	・郊外地域への積極的な周知活動
PR・広報活動	5	8.2%	・ホームページでの掲載や募集チラシの配布だけでなく、SNS等の既存媒体以外での広報活動の強化 ・シンポジウムを開き、県内外への周知 ・他団体との連携 ・節目毎に記念の取り組みを行う ・観光資源への活用のため、コンテンツをデジタル化
関係者以外・若者への関心強化	2	3.3%	・若者が多く利用する媒体での広報活動 ・表彰制度や部門等の親しみやすい名称への変更
表彰制度の必要性	3	4.9%	・事業内容の見直し、あるいは表彰制度の中止・統合
特になし	4	6.6%	—
無回答	8	13.1%	—

#### 4. 全国が抱える課題と今後の検討 (表 6)

一定年数表彰制度を実施したことで、各開催地で何らかの課題が見えてきたと考える。アンケート調査によると、全体の1~2割程度の自治体が運営資金の確保や受賞作品の維持管理促進の問題、表彰制度の十分な周知、審査員の再選定等を挙げた。最も多かった回答は応募数の維持であり、比較的応募数を獲得できている地域であっても、都心部に対して郊外部の割合が少ないことや、応募が専門の関係者ばかりになってしまう等の偏りが見受けられることに表彰制度の根本的な課題を見出している自治体もあった。

これらの課題から共通した解決策として、ほぼ全ての自治体が表彰制度の浸透率と回答している。各自治体の今後の検討内容として、周知を確固たるものとするために、より積極的な広報活動に専念している。具体的には、ホームページだけの掲載だけでなく SNS 等で認知度の低い 30 代以下の若者に関心を仰ぐとともに、関係者へは応募・推薦依頼文書の送付や電話での応募依頼等、既に活用していた媒体以外での広報にも力を入れることを検討内容に加えている。また、新築・新設のみを対象としている表彰制度は必然的に応募数が少なくなる問題があった。これからのまちなみ景観を創出する作品ばかりだけでなく、維持管理により景観を保全してきた建築主・活動団体への感謝も込めて評価することを目的として応募条件の建築年数を撤廃する制度も多く確認できた。

#### 5. おわりに

全国の表彰制度における制度の実態や地域性、課題と今後の方針についてアンケート調査をもとに明らかにしてきた。新築・新設のみを表彰対象にしている制度や地域への浸透率が低い制度は応募数の獲得に難航している兆候が見られることから、現在毎年開催できている制度も徐々に開催間隔が広がっていくことが予想される。こうした応募数の獲得のため、表彰制度の浸透率を高め、関係者以外にも関心を持ってもらう必要がある。これまでの建築物だけを評価する方針では応募者が関係者に偏るため、近年は審査対象も多様化し、部門枠及び受賞枠を拡大することでできるだけ多くの人に受賞してもらおうとする表彰制度が増えた。その分、多様な専門家たち

を審査員に招き、より多角的に評価している一方で、経過年数に伴い、各自治体は少しずつ改善策を講じてきたが、依然として作品応募に課題を抱えている。応募獲得数や応募者の偏りの原因は、表彰制度の透明性にあると考える。積極的な広報活動によって表彰制度の知名度を高めることも重要であるが、公開審査や市民投票を取り入れていない制度が極端に多いことがわかった。制度の中には性質上難しさがあるのも事実であるが、周知を促すだけでは市民の関心は真に高まらないだろう。市民が評価に参加し、自らが景観形成に携わっているという実感を持つことが必要であると考えられる。

#### 謝辞

科研費 (20K14931) の成果の一部である。アンケートに御協力頂いた全国の自治体の方々には大変お世話になった。ここに記して感謝申し上げます。

#### 参考文献

- 1) 辰巳詞音, 井上亮: 岡山市の表彰制度受賞作品における緑化および調和の実態, 日本建築学会中国支部研究報告集, 第 44 巻, No. 717, pp. 725-728, 2021. 3
- 2) 小川英明: 岐阜市における都市景観表彰制度の評価に関する研究, 日本建築学会大会学術講演梗概集 F-1, No. 7211, pp. 421-422, 2002. 8
- 3) 前田修, 田中正美, 椿勝義: 地方小都市の居住地緑化景観形成に及ぼす表彰制度の効果と課題, 東和大学紀要, No. 31, pp. 7-12, 2006. 5
- 4) 馬野宏貴, 宇杉和夫: 都市の景観表彰制度とその実態の調査研究 (埼玉県下の都市事例), 日本建築学会大会学術講演梗概集 F-1, No. 7092, pp. 183-184, 1997. 9
- 5) 元重洋右, 仲間浩一: 北九州市における景観受賞作品の立地特性と事後評価について, 日本都市計画学会学術研究論文集, 第 36 回, pp. 205-210, 2001
- 6) 山田等, 岡崎篤行, 樋口忠彦: まちなみ景観と建築物の調和に関する研究 -金沢都市美文化賞受賞建築物を対象として-, 日本都市計画学会学術研究論文集, 36 巻, pp. 199-204, 2001. 10
- 7) 萩千紘, 藤田忍: 景観表彰事業における市民参加の研究, 日本建築学会近畿支部研究報告集, No. 7054, pp. 605-608, 2007. 5
- 8) 千原雄史, 山崎俊裕, 糸井孝雄: 「景観賞」表彰制度に関する調査, 日本建築学会大会学術講演梗概集 F, No. 7187, pp. 373-374, 1994. 9
- 9) 社団法人日本建築学会: 景観まちづくり, 丸善株式会社, 2005. 6

#### 注

- 注1) 岡山市「街並み整備誘導指針の実績報告書」2008. 12 や長崎市「第 21 回長崎市都市景観賞作品集」2019、富山県「令和元年うらおい環境とやま賞」2020、長野市「第 32 回長野市景観賞表彰作品集」2019. 10 など多くの自治体の作品集や報告書において、まちづくりへの市民参加、景観への意識向上等といった表彰制度の効果があったことが報告されている。
- 注2) ここでの地域性は、制度内容・募集要綱における地域景観への意識や市民の制度に対する関わりを示す。
- 注3) 制度内容・審査基準等に地域景観や周辺環境への配慮など受賞作品を含めた一体的空間を評価している表彰制度を前提とし、景観に寄与しない建築物単体を表彰する制度は対象としない。なお、事前アンケートにより各自治体に認識の乖離がないか確認をとっている。
- 注4) 担当課は異なるが、自治体によっては表彰制度を複数扱っていることが確認できた。また、ネットによる下調べでは把握できなかった表彰制度の紹介を経て、別担当課に連絡を取るなどして、計 108 件アンケートを実施するに至った。
- 注5) なお、表彰制度の必要性の有無を検討している自治体は現在のところ 1 件である。
- 注6) 応募数に関しては、改名前の資料が無く、不明な点が多かったため、現在の名称に限り割り出している。
- 注7) 12 件は現地視察を実施していない。また、3 件は不明や未公開。

[2021 年 10 月 6 日原稿受理 2021 年 12 月 8 日採用決定]